

ニュージーランド

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて —大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—英語 の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		9 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在ニュージーランド 日本国大使	在オークランド日本国総領事の管轄に属する地域を除く 地域	
	在オークランド日本 国総領事	北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポ ティキの各地区以北の地域	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。